

○西海市防災士養成事業補助金交付要綱

平成26年9月1日西海市告示第51号

西海市防災士養成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域防災の担い手を養成し、もって地域防災力の向上を推進するため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の定めるところにより、西海市防災士養成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「防災士」とは、地域社会の様々な場において減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 長崎県が主催する防災推進員養成講座を受講した者
- (3) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者
- (4) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による支援を受けていない者又は受ける予定でない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録料並びにその納付に係る手数料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、西海市防災士養成事業補助金交付申請書(様式第1号)に第4条に規定する経費を支出したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付手続の特例)

第7条 この補助金の交付については、規則第21条の規定により、規則第7条の規定による補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は併合し、規則第13条に定める実績報告書の提出は省略するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、西海市防災士養成事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

西海市長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

西海市防災士養成事業補助金交付申請書

西海市防災士養成事業補助金の交付を受けたいので、西海市防災士養成事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 西海市防災士養成事業補助金交付要綱第4条に規定する経費を支出したことを証す書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

年度 西海市防災士養成事業補助金  
交付決定通知書及び交付額確定通知書

住 所  
氏 名

西海市長

年 月 日付けで申請のあった西海市防災士養成事業補助金の交付については、西海市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので、同規則第14条の規定により併せて通知する。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |